

新旧対照表

現行	改正後
<p>(図書館協議会)</p> <p>第6条 図書館に、伊万里市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第6条 図書館に、伊万里市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学校教育の関係者</u></p> <p>(2) <u>社会教育の関係者</u></p> <p>(3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>(4) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(5) <u>市内に住所を有し、図書館活動の推進に意欲を持つ者</u></p> <p>3 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>